

鹿沼市庁舎総合管理業務委託プロポーザル審査要領

この審査要領は、「鹿沼市庁舎総合管理業務委託」プロポーザルの審査に関する事項について、次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は別途定める「鹿沼市庁舎総合管理業務委託募集要項」(以下、「募集要項」という。)による応募者で、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 募集要項に規定する期限内に、必要書類の全てを提出した者
- (2) 募集要項により適正に書類を作成した者

2 プロポーザル提出者の選定方法

- (1) プロポーザルの提出者の代表者となる者の選定は、本要領に基づいて参加表明書の評価を行い、その評価を参考にして、審査委員会の審議により選定する。
- (2) 参加表明書の評価表及び配点は、下記のとおりとする。
- (3) 各評価項目は、3及び4の評価基準により行い、あらかじめ事務局で評価し、審査委員会に提出する。
- (4) 評価点の計算は、配点×評価係数とする。

3 参加表明書の審査事項（一次審査） …様式第3～5号

- (1) 平成23年度以降の事業所の同種・類似業務実績

評価項目	評価事項	評価(係数)
業務実績	同種業務件数が2件以上の場合	A : 1.0
	同種業務件数が1件以下の場合	B : 0.6
	上記以外の場合	C : 0.2

※「同種」の定義については、次の(2)評価事項に記載する同種とする。

- (2) 平成23年度以降の同種又は類似業務の実績有無

統括責任者について、過去の実績3件を次の方法により評価する。

ア 実績業務

評価項目	評価事項	評価(係数)
業務内容	同種（地方公共団体が発注した延床面積8,000㎡以上の庁舎の設備管理、警備、サービス(総合案内)業務をすべて含めた総合管理業務。）	A : 1.0
	類似1（地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の庁舎の設備管理、警備、サービス(総合案内)業務をすべて含めた総合管理業務。）	B : 0.6

	類似2（地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の庁舎の設備管理、警備、サービス(総合案内)業務のうち、いずれかを含めた総合管理業務。または、民間企業が発注した延床面積8,000㎡以上の建物の設備管理、警備、サービス(総合案内)業務のうち、いずれかを含めた総合管理業務)	C:0.2
--	--	-------

イ 携わった立場

過去の実績での立場	統括責任者の評価(係数)
統括責任者又はこれに準ずる立場	A:1.0
各業務責任者又はこれに準ずる立場	B:0.6
各業務従事者の立場	C:0.2

(3) 経験年数

経験年数の評価は、下表による。

経験年数	評価(係数)
10年以上	A:1.0
5年～9年	B:0.8
4年以下	C:0.6
未経験	D:0.2

※統括責任者の経験年数とする（勤続年数ではない）。

(4) 手持業務の状況

評価項目	評価事項	評価(係数)
繁忙度	同規模業務が1件以下	A:1.0
	同規模業務が2件	B:0.6
	同規模業務が3件以上	C:0.2

業務の履行期間が重なるものについて評価する。

4 企画提案書の審査事項（二次審査）・・・様式第6号(案)

評価点の計算は、配点×評価係数とする。

(1) 業務実施方針【配点 10】

評価項目	判断基準	各委員の評価(係数)	
業務実施方針及び手法	業務への取組体制、チームの特徴(協力体制・業務分担体制等)、緊急時の対応について、を総合的に評価する。	極めて高い	A:1.0
		高い	B:0.8
		普通	C:0.6
		やや低い	D:0.4
		低い	E:0.2

(2) 地元貢献【配点 10】

評価項目	判断基準	各委員の評価(係数)	
地元企業の活用、市内雇用等についての考え方	業務実施に当たっての再委託先等について具体的なかつ現実的であるか、について評価する。	極めて高い	A:1.0
		高い	B:0.8
		普通	C:0.6
		やや低い	D:0.4
		低い	E:0.2

(3) 各業務に対する提案【配点 50】

評価項目	判断基準	各委員の評価(係数)	
各業務に対する提案の的確性・独創性・実現性、その他独自提案	各業務に対する企画提案について、 <u>的確性(与条件との整合性がとれているか等)</u> 、 <u>独創性(独創的な提案がされているか等)</u> 、 <u>実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案になっているか等)</u> 、 <u>コスト性(コスト低減につながる提案になっているか等)</u> を考慮して、提案ごとに総合的に評価する。その他独自提案について評価する。	極めて高い	A:1.0
		高い	B:0.8
		普通	C:0.6
		やや低い	D:0.4
		低い	E:0.2

(4) 担当チームの能力【配点 10】

担当チームの能力について、一次審査の評価を反映する。

(5) 事業費【配点 20】・・・様式第7号

配点×(最低提案見積金額/当該提案見積金額) ※小数点以下切り捨て

5 審査委員会

鹿沼市庁舎総合管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、事業者から提出された企画提案書類に基づく審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施する。

(1) 審査委員会

本業務の審査をするため、次のとおり 5 人で構成する審査委員会を設置する。

■審査委員会 委員名簿

役職	所属等
委員長	行政経営部長
委員	施設活用課長
委員	行政経営課長
委員	建築担当参事（兼施設管理室長）
委員	市民課長

(2) プレゼンテーション開催日時・場所

プレゼンテーション参加者へ別途通知する。

(3) プレゼンテーションの内容

ア プレゼンテーションは 1 者 20 分以内とし、その後質疑応答を 10 分程度実施する。

イ プレゼンテーションの順番は、参加表明書受付順とする。

4 審査結果の通知等

(1) 提出された企画提案書類とプレゼンテーション、ヒアリングに基づき審査・採点を行い、最も評価の高い者（優先交渉権者）及び次点者を選定する。

(2) 得点の総計が同点の場合は、当日出席した審査委員会委員による多数決で優先交渉権者を選定する。

(3) 最終審査結果については、優先交渉権者名のみ応募者全員に通知するとともに鹿沼市ホームページで公表する。